

令和 5 年
第 4 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和5年第4回立川市農業委員会総会日程

日時 令和5年4月25日（火）午後3時

会場 205会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第7(8)号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第6(7)号の規定による届出について
- 4 議事

議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第2号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第3号	生産緑地に係る農業の主たる従事者について
議案第4号	立川市農業委員会交際費の支出基準について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和5年第4回立川市農業委員会総会

令和5年4月25日（火）

立川市役所205会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 井上 隆一 君

次長 奥野 武司 君

係長 熊谷 寛 君

主事 小林 史弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。

天気は今にでも降りそうな感じなんですけれども、皆さん、本日は忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

これから5月になりますと、北多摩地区農業委員会連合会の50周年も予定されております。コロナも5月になりましたら1つ下がっていくような形になってきます。大分緩和されてくる予定でございますので、農業委員会でも今後、何かの後に皆さんと集まって懇親会みたいなものもやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は適格者証明が4件ということで、非常に多いわけでございますので、どうか皆さんの協力で進めていきたいと思ひますし、それとあと、今日は6時から農業技術振興会の総会があるということなので、6時ということなので、その前にはできる限り終了していききたいと思ひますので、どうか御協力を願ひして進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより令和5年第4回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立をしております。

本日の総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は14番の清水茂男委員、15番の井上洋司委員に願ひしたいと思ひます。

それでは、報告事項、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7(8)号の規定による届出が2件、(3)農地法第5条第1項第6(7)号の規定による届出が5件、一括して事務局より報告を願ひいたします。

局長 それでは、3の報告事項（1）事務報告を行わせていただきます。恐縮でございます。着座の上、御報告申し上げます。

4月11日（火）、北多摩地区農業委員会連合会理事会が開催をされまして、会長、次長が参加をいたしました。

4月19日（水）、農業委員会職員基礎研修会が開催をされまして、事務局が出席をしております。

委員会といたしましては、4月14日（金）に本総会に向けた現地調査、本日、25日（火）、農業委員会総会、終了後に全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。

4月28日（金）、東京都農業会議都市農地制度基礎研修会が開催をされまして、事務局が出席を予定しております。

5月10日（水）、立川市農業委員会委員及び立川市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が開催をされまして、事務局が出席予定でございます。

5月16日（火）、北多摩地区農業委員会連合会50周年記念式典が清瀬けやきホールで予定されておりまして、農業委員の皆様が参加予定となっております。

5月22日（月）、北多摩地区農業委員会連合会通常総会が開催をされまして、会長、次長が参加予定となっております。

委員会といたしましては、5月15日（月）、5月の総会に向けた現地調査、25日（木）午後3時より第5回総会、終了後、全員協議会の開催を予定しております。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する御報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7（8）号の規定による届出2件について御報告申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は柴崎町5丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は311㎡。転用目的は住宅用地で

ございます。

2件目。農地の所在は若葉町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は178㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

それぞれ周辺略図を御覧いただきたいと思えます。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第6(7)号の規定による届出5件につきまして御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は柏町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は700㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は一番町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は144㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は羽衣町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は境内地。面積は8.84㎡。転用目的は境内地でございます。

4件目。農地の所在は上砂町5丁目の4筆。地目は、登記簿上が畑、現況は畑及び宅地。面積は6,117㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5件目。農地の所在は砂川町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1.53㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければ幸いです。

なお、農地法の改正によりまして、農地法第4条及び第5条について法令の条ずれが発生いたしましたので、御報告を申し上げます。農地法第4条第1項第8号が第7号に、農地法第5条第1項第7号が第6号に、それぞれ令和5年4月1日から施行され、改正をされたところでございます。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問などがありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、4件を議題に呈します。

今回は複数ございますので、1件ごとに説明と申請者への意思確認等を行いたいと思います。

それでは、事務局より議案第1号の1から説明をお願いいたします。

次長 それではまず、議案第1号の1、農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を4月14日、申請者立会いの下、鳴島委員、島田加美委員、内野委員、鈴木会長、事務局で行いました。

特例適用申請農地は砂川町3丁目の1筆と8丁目の1筆及び上砂町4丁目の8筆と5丁目の2筆になります。

略図1-1を御覧ください。略図1-1の右上、金比羅橋の北、武蔵村山市境付近に位置する農地で、ハナミズキなどの植木を生産されておりました。スギナがかなり繁茂して農地全体に広がっており、影響が大きいことから除草するよう委員から指導がございました。また、投棄されたごみがありましたが、その場合、所有者が処分することになっていると委員から話がありました。境界は確認できましたが、提出書類の案内図にずれがあったので、後日来庁いただき訂正してもらいました。同じく略図1-1の左下、見影橋公園の北に広がる農地で、トサミズキやハナミズキを生産されておりました。北東の境界以外は全て確認できました。こちらもスギナが農地全体に繁茂しており、委員から除草の指導がございました。北東の境界石は当日と翌日、申請者に探してもらいましたが、見つからなかったとの報告がありました。このため、道路境界でもあったことから、事務局から道路課に相談をしたところ、境界石が先日探し

たところのさらに下で見つかったという旨、報告をいただいております。かなり深い位置に埋まっていることが分かりましたが、境界石は勝手に動かすことができませんので、次に行く調査でもすぐ確認できるよう、棒など目印になるものを設置するよう事務局からお願いしてございます。

続いて、略図 1 - 2 を御覧ください。略図 1 - 2 の右上、武蔵砂川駅の北東に広がる農地で、ヒメマンサクやアジサイなどを生産されておりました。また、略図 1 - 2 の左、残堀川の東、西武拝島線の北に広がる農地では、ハナミズキなどを生産されておりました。境界はどちらも全て確認できましたが、先ほどと同様、スギナが繁茂しており、他と同様、委員より除草するよう指導がございました。略図 1 - 2 の下、砂川一番バス停北の自宅裏側に広がる農地では、モッコウバラやアジサイなどを生産されておりました。ほかにも販売目的でトクサや竹などもありましたが、雑然としていたため、通路を設けるなど、もう少し管理するよう委員より指導がございました。大半の境界は確認できましたが、農地真ん中の水路跡の境界石 1 か所が不明でした。そこについては後日掘り出せたと事務局に報告がありました。また、こちらにもスギナが農地全体に繁茂しており、ほかと同様、委員より除草の指導がございました。

なお、この方は、どの畑も植木としての販売ではなく、切り花のように切り枝として販売をしているのが中心とのことでした。

議案第 1 号の 1 についての説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第 1 号の 1 について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明を鳴島委員、島田加美委員、内野委員の順でお願いします。

それでは、鳴島委員、お願いします。

7 番 この方ですが、実際は次男の息子さんと夫婦で中心になって畑のほうを対応していくことになっています。基本的には各委員から御指摘があったように、業種が特殊で、やはりどちら

かという、木がそのまま放置しているように見える。枝を切って売るということで多少高くなっている部分もあったので、そこら辺はあまり高くしないようにということも言っております。

区画については、先ほどもございましたように、再度私のほうでも回らせていただいて確認をしております。そういう意味では区画については問題ないと思います。

畑のほうのスギナについても、できるだけ本人たちも対応するというので、今、除草のほうもやっております。

それから、どちらかという、また枯れた木とかがちょっとあるということで、そちらも実際もう撤去していただきました。それから、剪定の枝も山積みになっていましたが、それも撤去いただき、また、ごみについても撤去いただきました。それは確認した後、再度私のほうで確認させていただきました。現状では、これからきれいに畑を対応していくということでございます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、島田加美委員、お願いします。

16番 この方は、本当にどの畑もスギナということで、草のほうもかなりありました。

あと、ちょっと気になったのが、略図1-2のトクサですか。自宅裏のところの。これが本当にもう、あっちこっち本当にいろいろ出ちゃって、トクサとちょっと分からないようなものが。こういうものは整理したほうがと思います。

また、1-2ですか。あと、右上のほうの畑なんですが、トキワマンサクが本当に密集していて、中のほうは、ほとんど使い物にはならないんじゃないかというようなものがありましたので、整理したほうがと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、内野委員、お願いします。

8番 この方の畑なんですけれども、イメージにはもうスギナし

かなくて、スギナが一面に生えていて、ほかの草が生えていない状態なので、そちらは後々、除草剤とかをかけてきれいにするということだったので、また地元の農業委員さんに、たまに見に行っていたいで、報告していただければと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

今、各委員さんからも報告がありましたように、とにかくスギナが非常に多いということで、除草剤で対応するというところで、やっていただくということを言っておりました。それとあと、当日調査のときに結構ごみとか、枯れ枝とかも結構残っている状態なのが多かったんですね。なので、後日、地元の農業委員さんに確認をしていただいて、きれいにしていただいたという、今、報告がありましたとおりでございますので、それ以外は問題はないのかなと思います。

以上になります。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。また、先日は調査に御協力いただきまして、ありがとうございました。

申請人の方には相続税猶予制度について十分御理解されていると思いますが、本総会において改めて意思を確認させていただきたいと思いますので、御協力をお願いいたしたいと思います。

農業委員会としましては、猶予制度が正しく適用されなければ、制度そのものが維持されなくなってしまいます。立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考え

ております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問させていただきたいと思えます。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いします。

17番 午後の貴重なお時間、お越しいただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは猶予制度のあらましと確認事項を2点お伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 よろしくお願ひいたします。

主人の母は以前から畑をやっておりますが、高齢でありますのと、私の主人がおととし亡くなってしましまして、なので、今は後ろに座っています弟夫婦が中心となって花木を育てて、市場へ出荷等をしております。主人の母の遺志を継いで、今後についても生涯にわたり農地の適切な肥培管理を行い、安全安心な農産物の生産に心がけ、農業経営を継続していくつもりであります。

もう1つですけれども、先ほど自ら生涯にわたり農業を行うことを約束しておりますが、家族についても同様であります。私には息子が2人おりまして、長男は今、外で働いておるんですけれども、次男は高校生なんです、休日等は手伝いをしてくれております。特に、長男は何年か先は農業に従事する意思があると聞いております。このように家族の協力、支援により、農業経営を継続していくつもりでありますので、よろしく願いいたします。

17番 ありがとうございます。明確にお答えいただきまして、大変ありがとうございます。

農地のほうも、たくさんまだ御所有になっておりまして、点在しておりますので管理は大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、よろしくお願ひします。

3番 お忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。

私のほうからは、これから農地をどのように利用していくかをお聞きしたいと思います。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者御自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。特例適用申請農地について、申請者御

自身がどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。
申請人 相続税の納税猶予制度がなければ都市では農業を続けられないと思っております。今後も家族の協力の下、肥培管理を行い、農業経営を行っていくつもりではありますが、もし万が一、存続経営ができない場合は、まず農業委員会の皆様方に御相談したいと思っております。そのときには、いろいろとよろしく願いいたします。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひ今後ともよろしく願いいたします。体には十分気をつけて頑張ってください。

申請人 どうもありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから御質問などがありましたら、お願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 質問がないようです。それでは、私から申請者の皆さんにお願いがございます。

ただいま両部会長からの御質問に、いろいろと答えていただきましてありがとうございます。

この相続税猶予制度は国の制度でございます。3年に1回、税務署に報告する義務がございます。その前に農業委員会で事前に現地調査を行います。今回見させていただきました。結構スギナがたくさん生えたりしていましたが、3年後も必ずまた伺います。適正に管理がされていなければ農業委員会として証明書を発行することはできませんので、日頃の管理もよろしくお願いしたいと思います。

この封筒には、先ほど両部会長からいろいろ説明がありました内容がこちらに入っておりますので、お帰りになりましたら、

こちらを皆さんで、ちょっと目を通していただいて御理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。これで終わりたいと思います。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号の1、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第1号の2について事務局より説明をお願いいたします。

次長 今、1の2についてという話がありましたが、2人目の方が今、ちょっと見えていないということなので、1の3の方を先に進めたいと思います。

議案第1号の3、農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を申請者立会いの下、粕谷委員、嶋田貞芳委員、鈴木和昌委員、鈴木会長、事務局で行いました。

特例適用申請農地は西砂町6丁目の2筆になります。

略図3を御覧ください。略図3は、立川第七中学校の北側に広がる農地で、お茶の生産をしておりました。境界は全て確認でき、肥培管理は大変良好でした。

議案第1号の3については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明を粕谷委員、嶋田貞芳委員、鈴木和昌委員の順でお願いします。

それでは、粕谷委員、お願いします。

3番 この方ですが、主に養豚業をメインにしておりまして、その傍ら、お茶を生産しておられます。この農地は自宅裏の続き

の農地でありまして、非常によく管理されていて、お茶もここで一回刈り取られ、これから一番茶に向けての準備ですか。堆肥と肥料等も施肥してありました。境界等も全て確認できましたので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田貞芳委員、お願いします。

6 番 今、粕谷委員が言われたように、非常によく肥培管理ができていまして、境界のほうも全て確認できましたので、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鈴木和昌委員、お願いします。

17 番 お二方が言ったとおり、非常にきれいで、これからもお茶の生産が続いていくのが可能だと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま3人の委員さんが言われたとおり、こちらの畑は草が一本もないぐらい非常にきれいに管理されておりました、何の問題もないということでございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認などを行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

申請人の方には相続税猶予制度について十分御理解いただいていると思っておりますが、本総会において改めてその意思確認をさせていただきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

農業委員会としましては、猶予制度が正しく適用されなければ、制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願ひします。

17番 夕方の作業のお忙しい時間、お越しいただきまして、ありがとうございます。また、先日は農地を拝見させていただきまして、ありがとうございました。

私のほうから猶予制度のあらましと確認を2点お話しいたしますので、お答えいただきたいと思ひます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願ひいたします。

申請人 体の続く限り、農業はやっていくつもりではおります。それとあと、家族も今、4人で経営しておりまして、私ができなくなっても多分できるんじゃないかなと思ひています。

もしできなくなった場合は、うちはお茶畑をやっているもので、今、お茶の工場のほうで畑の管理は最終的にはお願ひでき

るかなとは思っております。

17番 ありがとうございます。お体にはお気をつけて、これからも農業経営をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いします。

3番 お忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。

私のほうからは、今後農地をどのように利用していくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者御自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お聞かせください。

申請人 先ほども申したとおり、うちはお茶畑なもので、機械化も進んでいるから、ちょっと高齢になっても、まだできるのかなとは思っております。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願いいたします。先ほどの経営部会長と同じように、体には十分気をつけて頑張ってください。ありがとうございます。

ございました。

議長 　ただいま両部会長からの御質問にお答えいただきまして、ありがとうございます。

　それでは、私からお願いがございます。3年に1回は、また調査に伺いますので、そのときはまた御協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

　ただいま両部会長から御質問がありました内容が、こちらの封筒に書いてありますので、お帰りになりましたら、もう一度御家族に見ていただいて、納税猶予制度というものはこういうものだということを御理解していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思っております。

　本日は本当にお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

〔申請人 退席〕

議長 　それでは、採決に移ります。議案第1号の3、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 　ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

　続いて、議案第1号の4について事務局より説明をお願いいたします。

次長 　議案第1号の4、農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

　現地調査を申請者立会いの下、岡部委員、粕谷委員、鈴木和昌委員、鈴木会長、事務局で行いました。

　特例適用申請農地は西砂町4丁目の1筆になります。略図4を御覧ください。略図4は立川市総合リサイクルセンターの南に広がる農地で、きれいに耕うんされており、これからズッキーニなどを作付予定とのことでした。境界は全て確認でき、肥培管理は良好でした。

　議案第1号の4については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の4について確認を担当された委員から補足説明をお願いします。補足説明を岡部委員、粕谷委員、鈴木和昌委員の順でお願いします。

では、初めに岡部委員、お願いします。

9番 こちらの畑は長方形の1枚の畑です。4か所全て境界石は確認できております。また、農地のほうは大変きれいにされていまして、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷委員、お願いします。

3番 今、岡部委員がおっしゃったとおり、非常にきれいに耕うんされていて、これから野菜の植え付けの準備もできているようなので。また、境界も全て確認できましたし、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鈴木和昌委員、お願いします。

17番 お2人の委員のおっしゃったように大変きれいで、特段の問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

今、報告がありましたように、畑はまだ作付はされていなくて、非常にきれいな感じでしたね。これから植え付けをすることになるのでございますので、本当に何の問題もないということでございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いをいたします。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問などがないと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認などを行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

私のほうから、まずはお話ししたいと思っておりますので、お願いします。

申請人には相続税の納税猶予制度について十分に御理解いただいていると思っておりますが、本総会におきまして改めまして意思確認をさせていただきたいので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、猶予制度が正しく適用されなければ、制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問させていただきます。

それでは初めに、鈴木農業経営部会長、お願いします。

17番 こんにちは。大変お忙しい時間帯にお越しいただきまして、ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 よろしく申し上げます。

私は、父、生前は母と、あと妻と一緒に農業を行ってきましたが、今後につきましても妻と生涯にわたり農地の適切な管理を行い、安全安心な農作物の生産に心がけ、農業経営を継続していくつもりでございます。

後継者につきましては、私の息子、長男であります。会社員でもあります。仕事とか用を頼みますと、快く仕事を手伝ってくれています。息子のほうも、今後農家をやることを視野に考えながら一緒にやっております。

以上です。

17番 ありがとうございます。まだまだ申請者はお若いので、ばりばりやっていただきたいところですが、後継者の方も育ちつつありますので、これから御家族で協力しながら経営を行っていただきたいと思っております。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3番 先日は農地の立会い、ありがとうございます。

私のほうからは、農地の利用についてを質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作をする必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納

付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 当面は家族での経営を続けていくつもりではございますが、能力であったり体力の衰え等も考えたときには事前に農業委員会に相談をいたしますが、最後まで農業をやっていくつもりではございます。

以上です。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。体には十分気をつけて頑張ってください。

議長 ありがとうございます。

ただいま両部会長からの御質問に答えていただきまして、ありがとうございます。

委員の皆さんから質問があるかどうか、お願いしたいと思いますので、御質問などありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 質問がないと認め、私から申請人の方をお願いしたいと思います。

相続税猶予制度は国の制度でございます。3年に1回は税務署に報告する義務があります。事前に農業委員会としましては、現地を調査に伺って、肥培管理が適正にされているかどうか調査に伺いますので、そのときにはまた御協力のほど、お願いしたいと思います。

ただいま両部会長から説明がありました内容が、こちらの封筒に書いてありますので、お帰りになりましたら、再度御家族でこちらのほうを目を通していただいて、相続税猶予制度というものはこういうものだということが書いてありますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。
ました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号の4、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、議案第1号の2について、まず事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第1号の2、農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を申請者立会いの下、嶋田貞芳委員、島田加美委員、鈴木和昌委員、鈴木会長、事務局で行いました。

特例適用申請農地は一番町2丁目の2筆になります。

略図2を御覧ください。略図2は、天王橋会館の西、五日市街道南の自宅裏と、やや西側に離れて広がる農地で、きれいに耕うんされており、これからナスや里芋を作付する予定とのことでした。境界は全て確認でき、肥培管理は良好でした。

議案第1号の2については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明を嶋田貞芳委員、島田加美委員、鈴木和昌委員の順でお願いします。

それでは、嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 この方の農地ですけれども、1のほうは自宅前にある畑ですけれども、こちらのほうは今後主に夏野菜を栽培して、自家消費等に使うということでした。

それと、もう1つのほうの畑ですけれども、こちらのほうは、先日来から作付に向けて再度耕うんなり、マルチを張ったりだ

とか、そういう作業をしておりますので問題ないかと思えます。
境界も確認できておりますので、大丈夫だと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、島田加美委員、お願いします。

16番 この方のところは、今のところはもう完全に耕うんされて
いて、本当に草もなく、これからもまた夏野菜等も作るという
ことですので、何ら問題もないと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鈴木和昌委員、お願いします。

17番 略図の左側の農地のところなんですけれども、隣の農家さ
んの耕うんで境界石が隠れてしまっていた部分はありましたの
で、そこは両家で御注意していただきたいというふうにお話を
させていただきました。それ以外は問題ないです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

この方は、あと息子さんも一緒に農業をされるということ
でございます。なので、今後も野菜を生産するということ
でございますので、こちらについても問題はないかと思えます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありま
したらお願いいたします。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として、
申請人に意思確認を行いたいと思えます。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます
でした。

まず、私のほうからお話しさせていただきます。

申請人の方には相続税猶予制度について十分御理解いただい
ていると思えますが、本総会におきまして改めて意思確認をさ

せていただきたいので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、猶予制度が正しく適用されなければ、制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねします。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問いたしますので、お願いします。

それでは初めに、鈴木農業経営部会長、お願いします。

17番 こんにちは。お忙しい時間帯にお越しいただきまして、ありがとうございます。また、先日は農地を見させていただきまして、ありがとうございました。

では、私のほうから猶予制度のあらましと確認事項をお話しさせていただきます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 まず1番ですが、私は生涯にわたって農家をやろうと思っています。

2番は、後継者として長男がいますので、一緒にやって、私がいなくなった後も息子がやると言っていますので、大丈夫だ

と思います。ありがとうございます。

17番 ありがとうございます。

まだまだ申請者の方もお若いので、これからだと思いますけれども、息子さんもこの間も、てきぱきと説明していただいたので、これからが明るいかと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いします。

3番 本日はお越しいただき、ありがとうございます。

私からは、農地をこれからどのように利用していくかについてお聞きしたいと思います。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一許可なく相対での貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 先ほども申したとおり、生涯にわたって私が農家をしようと思っています。土地を貸したりとか、そういうことは考えておりません。大丈夫でしょうか。

3番 ありがとうございます。緊張しますよね。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を図るのを目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕

作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。皆さんに言うんですが、体には十分気をつけて続けてください。ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんで御質問などがありましたら、お願いしたいと思います。

2番 質問じゃないんですけれども、申請人の周りには、一番の立川の農業の中でもかなりのメンバー、いいメンバーがいっぱいしゃるので、息子さんは若いかもしれませぬけれども、周りと相談しながら、この間も別件で行ったときに見させてもらったけれども、ちゃんとトラクターで、かなり一生懸命うなっていたし、広いからやるのは大変だと思いますけれども、本当に頑張っている農家が周りにいっぱいいますので、よく相談しながらやっていただければいいと思います。頑張ってください。

議長 ほかに質問などありましたら、お願いしますけれども。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、私のほうから申請人の方へお願いがございます。

この相続税猶予制度は国の制度というのは説明したと思いますが、3年に1回、税務署に報告する義務がございます。その前に農業委員会で現地を調査して、適正に、要はきれいに管理されている、あと作付もされているかどうかということ調査に伺います。そのときにはまた立ち会っていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

先ほど両部会長から御説明がありました内容が、こちらに書いてありますので、お帰りになりましたら、息子さんなど御家族で、再度こちらのほうに目を通していただいて、猶予制度について御理解いただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

本当に今日はお越しいただきまして、ありがとうございます。

また今後ともよろしく申し上げます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号の2、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 現地調査を申請者立会いの下、鈴木会長、清水清史委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

議案第2号の1、特例農地は若葉町2丁目の5筆となります。略図1を御覧ください。略図1は、若葉町団地入口交差点の南東、五日市街道南の自宅裏に位置する農地で、タマネギやキャベツ、ブロッコリーなどの野菜のほか、柿やユズなどの果樹類、ハナミズキなどの植木を生産しておりました。境界は北東の2か所以外は確認できました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の2、特例農地は柏町2丁目の5筆となります。略図2を御覧ください。略図2は、砂川七番交差点の西、五日市街道南の自宅裏に広がる農地で、ハウスでは野菜苗の生産を、また、野菜の出荷作業用のスペースとして利用されておりました。境界は全て確認でき、肥培管理は良好でした。

議案第2号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

まず、1番の説明を私から、続きまして、2番を清水清史委員と私のほうでさせていただきます。

まず、番号1番です。この方は野菜と植木と果樹を生産されております。販売については庭先で販売をされているということでございます。非常にきれいに耕うんされていましてので問題はないかと思えます。以前、この方は結構ボランティアの方がお手伝いに来ていたんですけれども、ここでちょっとボランティアさんがいないということで、あと何年かしたら定年ということで、そうしたら本格的に、もっと野菜作りを行っていきたいということでもございました。境界も全て確認しましたので、何の問題もございません。

以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について何か質問がありましたら、お願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。まず、番号1番の引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに対して賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、番号2番、清水清史委員、お願いします。

5番 この方は果樹をメインにやっている農家さんです。野菜もところどころで別の畑で作っていらっしゃいます。この場所は小さめのハウスが2棟ありまして、そのほかの部分に、かんきつ系の果樹の木が植えられています。果樹の苗を置いてあったり、野菜の苗を置いてあったりということで、あとは境界石も確認できておりますので、問題ないと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

今、清水委員から報告がありましたように、この方は果樹を大規模に行っている方でもございます。非常にきれいに管理もされて、何の問題もありませんでしたので、また、境界も全て確

認をさせていただいております。

以上でございます。

それでは、質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長　それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号の2、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

……全員挙手

議長　ありがとうございました。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、2件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御報告いたします。

議案第3号の1、土地の表示は西砂町5丁目の1筆となります。面積は1,206㎡。申出事由は死亡でございます。

続いて、議案第3号の2、土地の表示は砂川町2丁目の1筆となります。面積は1,822㎡。申出事由は死亡でございます。

議案第3号の証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号についての説明は以上でございます。

議長　ありがとうございました。

議案第3号について、調査を担当された委員から補足説明をお願いします。

補足説明を1番、粕谷委員、2番、内野委員の順でお願いします。

それでは、まず初めに粕谷委員、お願いします。

3番　この方は主に養豚をやられている方で、お茶の畑もやられております。畑のほうは境界は確認できましたし、お茶自体も

一回刈り込んであって、これからの茶摘みに向かって肥料等を施肥してあって、雑草もほとんどなく問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、内野委員、お願いします。

8 番 この方の畑なんですけれども、私の畑の隣でして、全体的に栗の木が20本ぐらい植わっているんですかね。申請者の方とは一度もお会いしたことはないんですけれども、今までこの方の弟さんが、小金井から自転車に乗って農作業に来ている状態でした。申請者のほうも、今ちょっと体調不良で、ほとんど寝たきりということを知っていましたので、知り合いの植木屋さんが草刈りとかに来ています。まだ今年は草刈りに来ていないので、草のほう伸びてきたので連絡を取りたいんですけれども、電話番号も分からないので、後で事務局の方と御相談して話を進めたいと思います。境界石は確認できました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第4号、立川市農業委員会交際費の支出基準について議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

係長 議案第4号、立川市農業委員会交際費の支出基準についての一部改正ですが、令和4年度の組織改正により、産業観光課から産業振興課へ変更されたことに伴うものとなります。本来

であれば1年前に基準を改正しておくべきものでございましたが、本日議題のほうに上げさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

質問がございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、こちらについても皆さんから採決を取りたいと思います。議案第4号、立川市農業委員会交際費の支出基準について、賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、改正することに決めます。

続きまして、その他、何かございますか。

次長 特にございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は5月25日木曜日午後3時から205会議室になります。5月からはクールビズということで、ノーネクタイになりますので、ネクタイはしなくても結構でございますので、よろしく願いします。

本日も慎重な審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後4時21分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員